

【事案 I - 1】 契約無効・掛金返還請求

・ 2023 年 4 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

1996 年 11 月付の養老生命共済契約およびその後の転換契約は、申立人らの意向確認がなく、書類もすべて偽造されたものであるため、全契約を無効とし共済掛金の全額払い戻しを求め、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、申立人らに対して当初の養老生命共済契約およびその後の転換契約すべてについて意向確認をしておらず、書類もすべて偽造されたものである為、全契約を無効とし共済掛金の全額払い戻しを求める。

2. 申立ての理由

- (1) 1996 年 11 月に、申立人 X を契約者、申立人 A (申立人 X の子) を被共済者とする養老生命共済契約および申立人 B (申立人 X の子) を被共済者とする養老生命共済契約の加入手続を申立人 X の父が行った。申立人 X は、1996 年に被申立人職員に会ったことはなく、当該 2 件の共済契約に関する共済証書の授受もなかった。
- (2) 共済掛金は、加入時から 1999 年まで申立人 X の父が支払い、2000 年から 2003 年まで、申立人 X の母の口座からの引落としにより支払われた。
- (3) 被申立人の書類によると当該 2 件の共済契約は、2004 年 6 月に終身共済契約に転換したことになる。しかし、2004 年 6 月当時、申立人 X は自宅建替え工事のため他地区で借家住まいをしていて被申立人職員には会っておらず、書類に記入した記憶もなく、共済契約を締結することはありえない。申立人 X が記載したとされる契約申込書は、2013 年に署名した書類が使用されたものである。
- (4) 2005 年に当該 2 件の共済契約が、それぞれ申立人 A、申立人 B に契約者変更の手続がされたことになっているが、申立人 A および申立人 B は、被申立人職員に会ったことはなく契約者変更の意向もなかった。申立人らの本人確認書類は、住所変更手続に必要なとの認識で 2013 年に提出したものである。
- (5) 2013 年 6 月に、当該 2 件の共済契約が、それぞれ終身共済と医療共済に転換したことになるが、申立人 X は転換契約の書類とは思ってもせずに求められるまま白紙の書類数枚に申立人 A と申立人 B の名義で署名押印した。
- (6) 申立人 X は、1996 年 11 月に締結した 2 つの養老生命共済について、その後の転換や契約者変更の認識はなく、共済掛金は養老生命共済の掛金として不審に思わず口座引落としによる支払を続けた。2019 年夏ころ、契約中の共済契約の契約者が申立人 A と申立人 B になっており、養老生命共済ではないことが初めてわかった。それまでは当初の養老生命共済が継続していると思っていた。
- (7) よって、本件契約等は全部無効であり、共済掛金全額の払い戻しを求める。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件契約等は、1996年11月から2013年6月までの間に有効に締結・実行された。
- (2) 申立人らの主張によれば、申立人Xの父が加入手続を行った2つの契約について、申立人ら自身がその有効性を争っていないと解される。
- (3) 2004年6月の2つの終身共済契約申込書の共済契約者署名押印と申立人Xによる1998年の貯金通帳作成時の共通印鑑票の署名押印との筆跡・印影が一致しており、有効な契約締結である。被申立人職員は、2004年6月の契約時に申立人Xと面談して、共済契約者の本人確認のために共済組合員証を取得した。申立人Xの借家住所は建替中の自宅住所と近接しており、借家で面接したと考えられる。2004年度と2013年度では共済契約申込書の書式が大きく変更されており、2013年に署名した書類を2004年の契約に利用することはあり得ない。
- (4) 2005年11月の契約者変更の手続は、それぞれの共済契約にかかる契約者を申立人Xから申立人A・申立人Bに変更することが目的であり、変更申込書に署名を受け、本人確認のための書類の写しを添付しており問題はない。
- (5) 2013年に署名された書類を2004年の契約に利用することはあり得ず、2013年の契約に用いている。
- (6) 申立人Xは、2019年10月から2021年11月までの間、被申立人に対して、本件契約等について苦情を申し出た。被申立人は、申立人に対して、できる限りの書類提出、説明を行ってきたが、納得を得られなかった。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

1. 申立人Xの父による無権代理行為により締結された1996年11月の2つの契約は、申立人Xの黙示の追認により、1996年にさかのぼっていずれも有効となったと認められること
2. 2004年の転換については、申立人Xが共済契約者として自ら署名をして申立人Xの印鑑を押印した終身共済契約申込書等を提出して行われたものと認められること
3. 申立人A・申立人Bは名義上の形式的契約者にすぎず、実質的契約者は申立人Xであるというべきで、2013年の契約が申立人A・申立人Bの意思に基づくとはいえないとしても、申立人Xが実質的契約者として締結した契約であってその効力は否定されないこと

以上により、申立人ら主張の内容の共済契約は全部有効であるから、その余の論点について判断するまでもなく、当審議会としては、申立人の請求は認められないと結論づけるものである。